

太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第4号

太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 太田市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年太田市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる交通用具の使用距離の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからソまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「その合計額)の」を「その合計額)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、

同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

(太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年太田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第6項から第8項までの規定中「新給与条例」を「太田市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

附則第9項中「、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第13条、第14条並びに新給与条例第5条第3項及び第5項」を「から第8項まで、第13条及び第14条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

改正)

2 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第9項」を「第10項」に改める。